

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（案）に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年2月20日（木）～3月21日（金）  
 2 意見提出者数（意見の延件数） 1人（12件）  
 3 提出された意見の概要と県の考え方

通番	御意見の概要	県の考え方
1	申請書の様式の記載例には、県収入証紙を貼付する箇所が示されているが、手数料納付は、「クレジット」「電子マネー」「コード決済」も速やかに導入すべきと考える。郵送申請の場合には、どの端末から手数料を収納するかの問題は生じえるが。	現在キャッシュレス決済について検討中です。
2	提出書類一覧表の「法人」について、略歴書が必要な地位にあるものとして、「代表取締役及び取締役全員」とあるが、合同会社の場合には、「代表社員及び代表社員全員」と理解してよいか。	貴見のとおりです。
3	役員について、本邦に住所・住居地のない場合、どのような書類を提出するのか？「これに代わる書面」では抽象的すぎる。	パスポートの写し等を想定しています。今後HP等への掲載を検討いたします。
4	法人が申請人となる場合、申請書中、冒頭の申請人の住所、氏名を記載する欄も、他の住所を記載する欄、いずれも、「主たる事務所の所在地」の記載を求め、本店住所のそれを求めてない。冒頭の住所を記載する欄は、本店住所を記載するようにしてはどうか。	「主たる事務所の所在地」については、登記簿上の本店住所の記載をお願いしています。今後HP等への掲載を検討いたします。
5	外国人—漢字圏以外の国の者—の氏名表記について、英字とカタカナ表記を併記するのでよいか。	貴見のとおりです。
6	略歴書について：記載するのは、屋外広告物に関する経歴であれば、学校卒業後すべての職歴か。賞罰の内容には、海外でのそれも含むのか。	略歴及び賞罰については、屋外広告物に関する経歴を記入してください。
7	『屋外広告業の登録の手引き』によれば、「書類審査後に登録事項変更届出書、略歴書及び誓約書の写しをお返ししますので、来庁による受取を希望される場合を除き、返信用封筒を同封してください。」（13頁）（*3頁にも同様の記載あり）と記されている。お返しいただける書類は、通常の手続きでいうところの副本に相当するものと思われるが、申請人が希望する場合には、申請時に正副各1通、申請人に準備させるようにしてはどうか？そうすれば、許可権者の負担も減ると思われる。この記載から判断すると、現状は、許可権者が申請人のために写しをわざわざ作成していると思われるが。	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
8	申請書中、専任の者の氏名及びふりがなを記入することとされている。他の者については、ふりがなは、氏名・名称の上にかっこなしで記載するが、専任の者については、氏名の下にかっこ付きで記すこととしている。ふりがなの記載方法を統一したほうがよいように思われる。	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（案）に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年2月20日（木）～3月21日（金）  
 2 意見提出者数（意見の延件数） 1人（12件）  
 3 提出された意見の概要と県の考え方

通番	御意見の概要	県の考え方
9	<p>千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和44年6月14日規則第46号）第20条2項では、「知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。」とし、同条同項第4号に「四 登録申請者が選任した業務主任者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面」とあるが、申請書中、業務主任者の住所を記載する箇所はない。業務主任者に就任する資格を有することを証する書面として列挙されている、・屋外広告士登録証・屋外広告物講習会修了証書・技能検定合格証書（広告美術仕上げ）・職業訓練指導員免許証（広告美術科）・職業訓練課程（広告美術科）の修了証中に、業務主任者に就任しようとするもの住所が記載されていると理解してよいか。</p>	<p>業務主任者の資格を有することを証する資格者証等において、現住所の記載はありません。業務主任者については、営業所の業務に随時従事し得る者であることが求められますが、必ずしも営業所の近隣に居住している必要はありません。業務主任者が実在する人物かどうか疑わしい場合等において、当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面を求めることがあります。</p>
10	<p>業務主任者には、専任要件があると（『屋外広告業の登録の手引き』7頁「事業所ごとに専任の者の氏名及びふりがなを記入」）理解されるが、登録申請人が法人の場合、役員が業務主任者を兼任することはできないと解してよいか？専任の意味するところは、常駐していることは求めないが、（テレワークも含め）常時継続的に所属する営業所にかかる職務に従事していることが必要と理解してよいか。また、登録申請者との関係は、雇用に限定されないと理解してよいか。</p>	<p>『屋外広告業の登録の手引き』7頁「事業所ごとに専任の者」の“専任”の記載については、“選任”の誤記となります。大変申し訳ありません。早急に修正の対応を行います。  “選任”であるため、役員が業務主任者となることは可能です。また、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得る者を業務主任者として選任する必要があります。</p>
11	<p>『屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱』では、条例第17条の11違反を明示的な処分事由としていないが、「不正の手段により条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者」として処分は可能か。</p>	<p>条例第17条の11違反の内容によって、「不正の手段により条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者」として処分される場合も想定されます。また、条例第21条第3項に規定されているとおり、条例第17条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者は、罰則の対象となります。</p>
12	<p>条例第17条の11第2項は「2 業務主任者は、次の各号に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。」と規定しているが、屋外広告業者は、業務主任者をもって、次の各号に掲げる業務の総括に関するを行わせねばならない旨の規定に変更したほうがよいように思う。条例第17条の13に規定する記帳義務違反のみではなく、より幅広く屋外広告業者を監督するため。</p>	<p>条例第17条の11第1項により、「屋外広告業者は、第17条の3第1項第2号の営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。」と規定されています。</p>